

令和3年（行ウ）第277号 行政処分取消請求事件

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国（処分行政庁 運輸安全委員会事務局長）

準備書面(14)

令和7年5月30日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

被告指定代理人

志 水 崇 通



富 岡 宏



原 田 直 也



福 井 靖 則



米 谷 卓 也



小 坂 真 広



被告は、本準備書面において、原告の2025年（令和7年）1月15日付け第5準備書面（以下「原告第5準備書面」という。）及び2025年（令和7年）1月20日付け第7準備書面（以下「原告第7準備書面」という。）における主張（ただし、原告の2025年（令和7年）3月14日付け第8準備書面（以下「原告第8準備書面」という。）において本件訴えの対象から除外する予定であるとされた文書又は不開示部分に係る主張を除く。）につき、必要な範囲で反論し（後記第1及び第2）、乙②第32号証について被告準備書面(12)で主張した、本件対象文書のうち不開示とした部分に係る「不開示部分に記載された情報」及び「不開示事由該当性」について、追加、訂正又は補充する（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 情報公開法5条1号の解釈について

1 「本人が不利益を受ける可能性がなければモザイク・アプローチを厳密に行う必要はない」旨の原告の主張は理由がないこと

- (1) 原告は、情報公開法5条1号柱書き括弧書きの「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」について、同条1号本文後段に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されていることを根拠として「法の目的は個人識別の可能性があれば何ら実害が考えられなくても悉く不開示にすべきだというものではなく、個人の権利利益を害するおそれがある場合を想定している」とし、「保護の核心は社会的「名誉」や法的保護に値する「利益」なのであるから、「不名誉」も「不利益」もなければモザイク・アプローチを厳密に行うことまでして個人識別性を隠す必要はない」などとする主張し（原告第5準備書面5及び6ページ）、本件についても「本人を特定でいた（マ）としても本人にとっ

て何ら「不名誉」「不利益」がないのであれば、モザイク・アプローチを厳密に行って本人を特定できないようにする必要はない。」（原告第5準備書面6ページ）などと主張する。これは、当該「特定の個人」に不名誉や不利益がない場合には、形式的にみれば他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる場合であっても、同号柱書き括弧書きにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」には該当しないと解釈すべきである旨主張するものと解される。

- (2) しかしながら、情報公開法5条1号柱書き括弧書きが「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」と定めた上でこれにつき特段の限定を付していないことに照らし、上記(1)の原告の主張は、同号の文言に反するといわざるを得ない。

また、同号がこのような規定となった制定経緯及び制定趣旨は、「プライバシーの概念が必ずしも明確でなく、個人の価値観により、その範囲につき、見解が分かれることが少なくないため、プライバシー情報型では、制度の安定的運用が困難ではないかが懸念され」たことから、個人識別情報を原則として不開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものをただし書で例外的開示事項として列挙する

「個人識別情報型」が採用されたというものである（「新・情報公開法の逐条解説」75ページ、「条解行政情報関連三法」273ページ）。このことは被告準備書面(2)第3の1(2)（6及び7ページ）でも述べたとおりであるが、原告の上記(1)の主張は、このような制定経緯及び制定趣旨にも反する解釈である。

すなわち、このような制定経緯及び制定趣旨に照らせば、同括弧書きに

いう「他の情報」によって特定の個人を識別し得るか否かの判断は厳密に行われなければならない、ここに「特定の個人」にとっての不名誉や不利益があるか否かといった判断を持ち込むことは想定されていないことが明らかである。

また、同条1号本文後段は、前記の個人情報識別型の考え方を前提として、「個人識別可能部分を除いても、なお開示することで個人の正当な利益を害するおそれがあることもあり得ることから、個人識別情報に加えて、補充的に利益侵害情報を不開示情報とした」ものであるから（条解行政情報関連三法287ページ）、この規定を根拠として個人識別情報に該当するのは個人の権利利益を害する場合に限られる旨の原告の主張も誤っていると言わざるを得ない。

(3) なお、「他の情報」の解釈について、原告は、「実務では一般人基準か特定人基準か定まっていない」と主張する（原告第5準備書面3ページ）。

しかしながら、名古屋高等裁判所平成15年4月8日判決（判例集不登載）は、「（全国紙掲載情報ではなく、県民版掲載情報を基準とするか問題になった事案につき）行政機関情報公開法は、何人にも開示請求権を認めており、当該県民も開示請求する可能性があるのであるから・・・国民一般が容易に入手しうる情報のみを基準としてモザイク・アプローチをすることは適切とはいえない」と判示し（名古屋高判平成15・4・8判判例集不登載）、東京地方裁判所平成20年3月28日判決（判例集不登載）は、行政機関情報公開法は、何人にも開示請求権を認めているため、当該個人と特殊な関係にある者が開示請求をする可能性があることや、本条1号本文前段が、単に「他の情報」とのみ規定し、その範囲に文言上の限定を加えていないことにかんがみると・・・当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報が含まれるのが相当であるとし、その控訴審の東京高等裁

判所平成20年12月17日判決（判例集不登載）も、一般に知られておらず、当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報と相まって個人が識別される情報についても、それが開示されると、結局は、情報の伝播により個人のプライバシー侵害を招くことになるから、本条1号の「他の情報」は一般人の知りうる情報に限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者が知りうる情報をも含むと解すべきとして、いずれも特定人基準によるべきことを判示している。

また、モザイク・アプローチは、すべての不開示情報との関係で必要となるところ、最高裁判所は、個人に関する情報以外の不開示情報について、特定人基準により、モザイク・アプローチを行っていると考えられるところ（最高裁平成23年10月14日判決・判時2159号59ページ、最高裁平成30年1月19日判決・判時2377号4ページ、最高裁平成19年5月29日判決・判時1979号52ページ参照。）、他の情報との照合による不開示情報該当性は、すべての不開示情報との関係で審査されるべきであるから、モザイク・アプローチの方法も、不開示情報全般について統一的になされるべきであり、とりわけ、不開示情報を開示しないように最も注意を要する個人に関する情報についてのみ一般人基準を採用し、その他の不開示情報については特定人基準を採用することは、明らかに均衡を欠くと考えられること（以上につき、新情報公開法の逐条解説75ページないし77ページ）から、現在の情報公開実務上も特定人基準が採用されているものと解される。

2 情報公開法5条1号ただし書イの「慣行」は「社会の慣行」と解すべきとする原告の主張は理由がないこと

原告は、情報公開法5条1号ただし書イの「慣行として」にいう「慣行」は「社会の慣行」と解すべきである旨主張する（原告第5準備書面第1の3

・ 7ないし10ページ)。

しかしながら、同規定が、情報公開請求を受けた行政機関が、その保有する情報について開示又は不開示の決定をする際の基準として定められたものであること、当該情報を公にすることが予定されていることを例外的な開示の要件としつつ、公にすることが予定されている根拠につき法令の規定による場合と慣習による場合とを併記していることに照らし、被告準備書面(11)第1の1(1)(5ページ)で述べたとおり、ここでいう「慣行」における情報の公表主体が行政機関に限られることは文理上明らかである。

また、行政改革委員会の平成8年12月16日付け「情報公開法制の確立に関する意見」で示された「情報公開法要綱案の考え方」によれば、慣行として公にされている情報として、「叙勲者名簿、中央省庁の課長相当職以上の者の職及び氏名等」といった行政機関により慣行として公にされている情報が例示されていたものである(総務省行政管理局編「詳解情報公開法」469ページ)。

さらに、この点については、情報公開・個人情報保護審査会による答申においても同趣旨の判断が示されている。すなわち、同審査会においては、中央労働委員会委員に係る被推薦者の氏名等に係る情報について、労働組合の機関誌や個人のホームページで公開されている情報であっても、中央労働委員会として一般に公表していないものについては情報公開法5条1号ただし書イに該当しないと判断されている(平成24年8月7日付け答申・平成24年度(行情)答申第146号)。また、新聞やテレビ等で報道され、当該個人識別情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれるなどしたとしても、行政機関自らが公表しているものでなければ、同号ただし書イに該当しないと判断されている(平成13年12月13日付け答申・平成13年度(行情)答申第71号、平成20年9月8日付け答申・平成20年度(行情)答申第2

08号。また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号イの該当性について同様の判断を示したものとして平成22年10月25日付け答申・平成22年度（独情）答申第30号）。

このような情報公開法5条1号ただし書イの文理、同法の制定過程及び情報公開・個人情報保護審査会の答申等に照らすと、同号ただし書にいう「情報」の公表主体が行政機関に限られることは明らかである。

実質的に見ても、もし原告が主張するように「社会の慣習」であると解するとした場合、そこでいう「社会」がどのような集団を想定したものであるのか、当該集団においてどの程度通用していれば「慣習」といえるのかが極めて不明確であって例外的開示要件としての解釈適用の安定性を欠く。また、情報公開法5条1号ただし書イ該当性の一次的な判断主体は行政機関であるところ（同号柱書き）、行政機関において、行政機関以外の組織、例えば報道機関等においてどのような個人情報を保有しているのか、保有しているとして当該個人情報を慣行として報道する予定等があるのかといった事項はおよそ知り得ないものであるため、およそ行政機関に適法な情報公開業務の遂行を期待することは困難となってしまう、情報公開法において、行政機関に対し、報道機関等においてどのような個人情報を保有しているのか、保有しているとして当該個人情報を慣行として報道する予定等があるのかといった事項も含めて同号ただし書イ該当性の判断を求めているとはおよそ考え難く、原告が主張する前記解釈は妥当でない。

そして、この点の立証責任が原告にあることは、すでに主張したとおりである（被告準備書面(2)第3の1(2)（7ページ））。

第2 個々の文書に係る原告の主張に対する反論

1 乙②第32号証「※3」部分、乙②第33号証「※3」部分

原告は、資料や図面を提出した者や図面の作成に関係した者は、「責任者であり、このような立場の者の氏名は社会の慣行として公にされており、氏名が開示されることで何らかの「不名誉」や「不利益」を生じることは考えられない。」（原告第5準備書面14ページ）などと主張する。

しかしながら、原告の主張は、特定の個人の不名誉や不利益を生じないのであれば情報公開法5条1号柱書の個人識別情報には該当せず、同号イの「慣行」は社会の慣行と解されるとの解釈を前提とするものと解されるところ、前記第1のとおり、このような解釈は妥当でないから、同主張はその前提を欠く。加えて、資料の提出者や図面の作成に関係した者が責任者であるとは限らないところ、原告は、「責任者」がどのような範囲の者を指すのか明示していない上、それらの「責任者」の氏名が社会の慣行として公にされていることについて何ら根拠を示していない。

したがって、原告の主張は理由がない。

2 乙②第1号証「※2部分」

原告は、「「氏名」を除く「船名」「役職」「年齢」「本船での乗船経験」「旋網漁船の乗船経験」は個人識別性がなく個人情報に該当しない」（原告第7準備書面1及び2ページ）と主張する。

しかしながら、例えば、特定の船舶に特定の役職で乗船していた者、特定の船舶に特定年の乗船経験がある者などとして個人が識別されることは十分に考えられることから、船名、役職、年齢、乗船経験等は、情報公開法5条1号本文括弧書きの「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当することは明らかである。

また、原告は、本件アンケート調査に回答した者が、「調査に協力したことを隠すべき理由はなく、氏名を開示されることを拒むことは考えられない」としつつ、「氏名だけを不開示とすれば足り、それ以外の情報によって回答

者が特定できるとしても、そのことで回答者に「不名誉」や「不利益」が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより他の箇所を不開示にする必要はない」（同ページ）と主張するところ、この主張は、特定の個人の不名誉や不利益を生じないのであれば情報公開法5条1号柱書の個人識別情報には該当しないとの解釈を前提とするものと解されるが、前記第1の1のとおり、特定の個人が開示を望むか望まないかに関わらず、特定の個人を識別することができる情報を原則不開示とする「個人識別型」を採用した我が国の情報公開法5条1号の趣旨から大きく逸脱するものであり、誤った解釈に基づく主張であって理由がない。

3 乙②第2号証

原告は、第五十八寿和丸の生存者氏名が一部の書籍に明記され、自らが生存者であることを社会的に隠しておらず、生存者らに不名誉や不利益が生じないから、氏名だけを不開示とすれば足り、船内で担当していた役割は開示すべきと主張するようである（原告第7準備書面2ページ）。

原告の主張は、一部の書籍に明記されている氏名は不開示にすべきとしながら、他の情報と照合することによって個人を特定することができる情報である「船内で担当していた役割」は開示すべきとするところ、この主張が誤った解釈に基づく主張であって理由がないことは前記2と同様である。

4 乙②第4号証「※」部分

原告は、聞き取りの対象となった第五十八寿和丸、僚船及び当時のことを知る他の船舶の乗組員は、一部の書籍に氏名が記載された者が多く、自らが関係者であることを隠しておらず、乗組員らに不名誉や不利益が生じないから、市町村までの住所及び役職は開示すべきと主張するようである（原告第7準備書面2ないし4ページ）。

原告は、一部の書籍に明記された者であっても氏名は不開示にすべきとし

ながら、他の情報と照合することによって個人を特定することができる情報である市町村までの住所及び役職は開示すべきとするところ、この主張が誤った解釈に基づく主張であって理由がないことは前記2と同様である。

5 乙②第29号証、第30号証及び第34号証の「※」部分

原告は、聞き取りに応じた者が本件事故の調査に協力したことを社会的に知られたくないということは考えられず、個人が識別されたとしても実害は生じないから、モザイク・アプローチを厳密に行う必要はないとして、個人識別情報には該当しないと主張するようである（原告第7準備書面5及び6ページ）が、前記第1の1のとおり、そのような解釈は妥当でなく、原告の主張は理由がない。

6 乙②第31号証「※1」部分

原告は、※1部分が本資料の作成に関与した者の「姓」のみの印影であり、本資料を作成した組織内では個人を識別できても、開示請求者が当該組織の職員録等を照合することはできないから、個人識別が当然に可能になるわけではないと主張するようである（原告第7準備書面6及び7ページ）。

しかしながら、情報公開法に基づく文書の開示は、直接的には開示請求者に対して行われるが、何人にも開示請求を認め、開示文書の利用も制限されないことから、公にすることと同じ効果が生じる。したがって、原告が開示請求者を中心として個人を識別できるか否かを論じ、個人識別性を欠くとする主張は理由がない。

7 乙②第31号証「※2」部分

原告は、聴取年月日及び聴取場所が個人識別情報ではなく、乙②第29号証、第30号証等では開示されており、これらとの比較からも開示されるべきと主張する（原告第7準備書面7ページ）。

しかしながら、乙②第31号証は、酢屋商店が加入していた漁船保険の契

約相手方が、関係者から本件事故当時の状況等を聴取したものであり、国家公務員が事故調査を目的とする公務として行った聴取の結果である乙②第29号証、第30号証等とは異なり、聴取の対象となった事故関係者だけでなく、聴取を行った漁船保険の契約相手方の複数人の氏名も記載されている。前記第1の1で述べたとおり、個人識別情報該当性の解釈については特定人基準が妥当するところ、聴取年月日及び聴取場所は、これを開示することで関係者間において当該聴取を行った個人が特定される可能性があるため、個人識別情報に該当する。

また、原告は、役職だけでは聴取を受けた者の氏名は分からず、関係者間では聴取を受けたことに秘匿性がなく、役職から氏名が特定されても実害が生じる可能性もないから開示すべきと主張するようである（原告第7準備書面7ページ）が、前記2と同様に理由がない。

8 乙②第32号証「※3」部分

原告は、情報公開法5条1号イの「慣行として公にされ」の慣行は社会慣行と読むべきであって検査責任者名を不開示にする必要はないと主張する（原告第7準備書面7及び8ページ）。

しかしながら、前記第1の1のとおり、「慣行」を社会慣行と解すべきとの主張は理由がなく、原告の上記主張はその前提を欠く。また、被告準備書面(11)第1の5(1)(8ページ)で述べたとおり、※3部分には提出者の氏名が記載されているのであって、検査責任者名が記載されているとはしていない。

9 乙②第38号証「※4」部分、乙②第40号証「※1」部分、乙②第42号証「※1」部分、乙②第43号証「※」部分

原告は、資料提出者の勤務先法人名及び役職は個人識別情報ではなく、これらの資料を提出したことが第三者にわかったとしても実害がなく、また、

提出者が管理職であれば社会慣行として氏名も公にされていると主張する（原告第7準備書面8及び9ページ）。

しかしながら、原告の主張は、特定の個人の不名誉や不利益を生じないのであれば情報公開法5条1号柱書の個人識別情報には該当せず、同号イの「慣行」は社会の慣行と解されるとの解釈を前提とするものと解されるところ、前記第1のとおり、このような解釈は妥当でないから、同主張はその前提を欠く。加えて、勤務先法人名と役職は、当該法人の組織情報等の他の情報と照合することで個人を識別することが可能であり、また、管理職であれば社会慣行として氏名が公にされているとの主張については、そのような慣行があることについて何ら根拠を示していないから、いずれにしても原告の主張は理由がない。

10 乙②第38号証「※1」部分

原告は、調査（照会）を受けた者の勤務先法人名、役職、ファックス番号が個人識別情報に当たらないと主張する（原告第7準備書面第18、9ページ）が、被告準備書面(11)第1の17(2)（14ページ）で述べたとおり、ファックス番号は他の情報と照合することで当該個人が所属する法人が明らかになることに加え、役職名が更に明らかになれば当該法人の組織情報等の他の情報と照合することで個人を識別することが可能であるから、原告の主張は理由がない。

11 乙②第40号証「※2」部分

原告は、第五十八寿和丸の乗組員は、一部の書籍に実名が出ており、第五十八寿和丸の乗組員であったことを社会的に隠しておらず、その乗組員であったことが社会的に不名誉なことでもなく、これを公にされることで不利益を被ることもないから、氏名以外の役職、年齢、市町村までの住所は個人識別情報に該当せず、開示すべきと主張するようである（原告第7準備書面

10及び11ページ)が、前記2で述べたことと同様に理由がない。

12 乙②第52号証「※」部分

原告は、照会に回答した第五十八寿和丸の僚船の乗組員が、本件事故発生時に本件事故現場付近の海域にいたことを隠したいとは考えないから、船内の職名は個人識別情報に該当せず、開示すべきと主張するようである(原告第7準備書面第22、11及び12ページ)が、前記2で述べたことと同様に理由がない。

13 乙③第14号証「※」部分

原告は、調査に協力したことを隠したいと考えている者は協力者にはおらず、その実情からすると、氏名以外の住所、電話番号、ファックス番号は、個人宅のものでなければ個人識別性はないと主張するようである(原告第7準備書面第30、14ページ)。原告の主張は、協力者が調査に協力したことを隠したいと考えていないことと、氏名以外の住所等に個人識別性がないこととの関係性が判然としないが、特定の個人の不名誉や不利益を生じないのであれば情報公開法5条1号柱書の個人識別情報には該当しないとの解釈を前提として、本部分の上記情報については、これを開示したとしてもそのような不名誉や不利益を生じないので個人識別情報に該当しないと主張するものであれば、前記第1の1のとおり、その前提を誤っており、理由がない。

また、不開示部分に記載された勤務先法人の名称、役職、氏名、勤務先法人の所在地、電話番号及びファックス番号が個人を識別することができる情報であることは、被告準備書面(11)第1の29(2)(19及び20ページ)で述べたとおりであるから、いずれにしても原告の主張は理由がない。

14 乙④第6号証「※」部分

原告は、本文書の「※」部分に記載された本件事故の調査報告書案について意見を提出した者の住所、氏名、所属先等について、所属先は個人情報に

該当せず、住所は市町村までであれば個人識別が不可能であり、住所及び氏名が法人の代表者や弁護士であれば慣行として公になっているから開示すべきと主張するようである（原告第7準備書面14ないし16ページ）。

しかしながら、運輸安全委員会設置法第24条1項の意見聴取は、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えるものであり、原因関係者については、前記第1の1で述べたとおり、特定人基準が採用されていることは明白であるから、個人識別情報にあたる。また、被告準備書面(11)第1の33(3)(21ページ)でも述べたとおり、本件事故の報告書案について意見を提出した者の氏名は、法令により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でもない。原告の主張は、この点を度外視し、単に法人の代表者及び弁護士の氏名等は公にされているという点のみをもって情報公開法5条1号イに該当する旨をいうものであって失当というほかない。

第3 乙②第32号証の文書について

乙②第32号について証被告準備書面(12)で主張した、本件対象文書のうち不開示とした部分に係る「不開示部分に記載された情報」及び「不開示事由該当性」について、以下のとおり主張を追加、訂正又は補充する（追加、訂正又は補充した部分は下線部分である。）。

1 不開示部分に記載された情報

(1) 「※1部分」について

口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号等。

(2) 「※2部分」について

口述内容に関連して添付された第五十八寿和丸の扉及び倉口蓋装置の図面であり、第五十八寿和丸の設計関係者の名称等。

(3) 「※3部分」について

口述内容に関連して添付された第五十八寿和丸の扉及び倉口蓋装置の図面の提出者の氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11) 第1の5(2) (8及び9ページ) で述べたとおりである。

(4) 「その余」について

被告準備書面(12)第39の2(4) (52ページ) で述べたとおり。

2 不開示事由該当性

(1) 「※1部分」について

ア 「※1部分」が「特定の個人を識別することができるもの(中略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法5条1号)に該当すること

口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号等が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

イ 「※1部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条5号)に該当すること

被告準備書面(12)第39の3(1) (52ページ) で述べたとおり。

(2) 「※2部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条5号)に該当すること

被告準備書面(12)第39の3(2) (52ページ) で述べたとおり。

(3) 「その余」について

被告準備書面(12)第39の3(3) (52ページ) で述べたとおり。

3 書証(11ページ目の図面)の訂正について

処分行政庁が令和5年1月14日付けで行った本件決定の変更において、

乙②第32号証について、誤ってその11ページ目の図面について乙②第33号証の11ページ目と同じ図面が添付されたものとして開示をしており、本来添付されるべき図面が開示されていなかった。そのため、処分行政庁は、令和7年3月7日付けで、新たにこの部分を追加開示する決定（乙20）を行った。

以 上